

《永楽荘地区地区計画》

※このパンフレットは「永楽荘地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

1. 建てること出来る建築物の用途

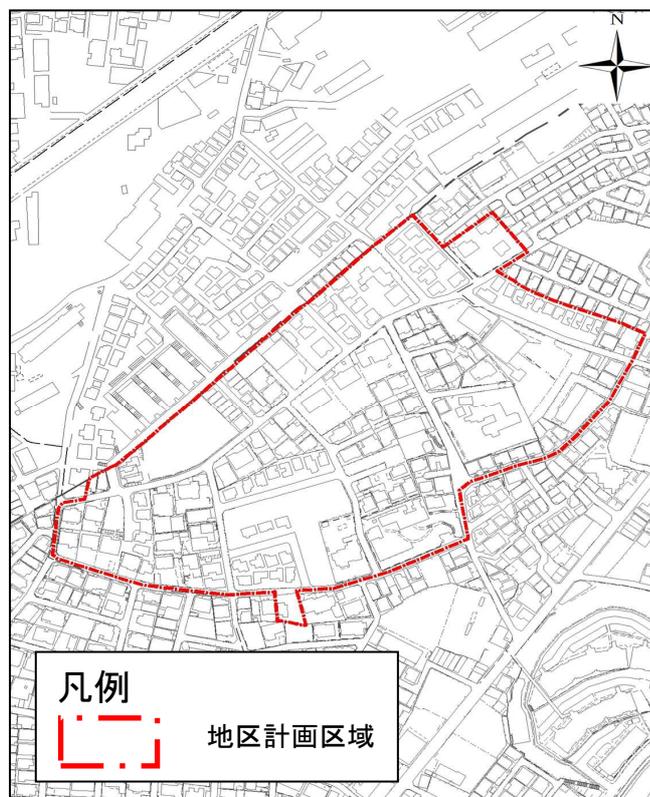
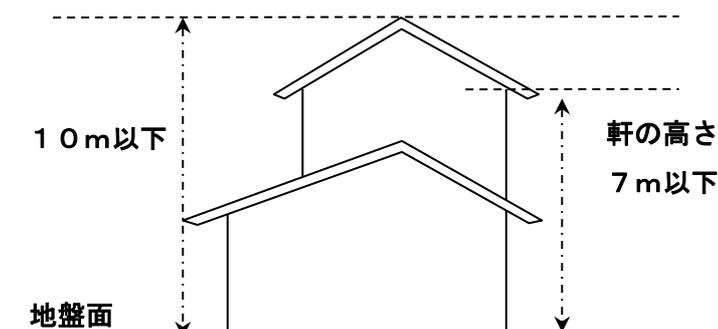
- ①住宅（2戸までの長屋も可。ただし民泊を除く。以下同じ。）
- ②兼用住宅※¹（住宅で事務所を兼ねるもの）
- ③グループホーム（200㎡未満）※²
- ④自治会館等の集会所
- ⑤前各号の建築物に附属するもの

※1 非住宅部分の制限有

※2 7月議会上程予定の地区計画条例改正後に立地可能となります。

2. 建築物の高さの最高限度

10mかつ軒の高さ7m



3. 建築物の敷地面積の最低限度

(1) 160㎡

(2) 敷地面積の最低限度の適用除外

- ①本規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は建築物の敷地として使用する土地を、本規定が定められた以後初めて2以上に分割（敷地面積を160㎡以上とする分割を除く。）して各土地を建築物の敷地として使用する場合で、分割した一つの敷地のみが160㎡未満となるもの。この場合において、当該敷地の最低敷地面積については140㎡とする。
- ②(1)が定められた時に、すでに建築物の敷地として使用されている土地などで、その全部を1つの敷地として使用するもの。

永楽荘地区計画区域では、地区計画の他、地元自治会が運営する『景観形成ガイドライン』があります。内容については、自治会までお問い合わせください。